

巻末資料 1

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
29 年 195 国会 (常会)	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律	平成 30 年 3 月 31 日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限を平成 35 年 3 月 31 日まで延長したもの。	30. 3. 31	30. 4. 1

この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（平成29事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
29年9月28日 (29年9月28日適用)	銀行の所有不動産の有効活用等に係る改正
29年11月10日 (29年11月10日適用)	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の施行に係る改正
29年12月11日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正
30年3月14日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制及び流動性規制（第3の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正
30年3月30日 (30年3月30日適用)	取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正
30年5月30日 (30年6月1日適用)	「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
29年9月28日 (29年9月28日適用)	銀行の所有不動産の有効活用等に係る改正
29年11月10日 (29年11月10日適用)	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の施行に係る改正
29年12月11日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正
30年3月14日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制及び流動性規制（第3の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正
30年3月30日 (30年3月30日適用)	取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正
30年5月30日 (30年6月1日適用)	「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正

信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
29年9月28日 (29年9月28日適用)	「保険子会社のオペレーティング・リース業務」に係る改正
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正

少額短期保険業者向けの監督指針

公表日	改正・策定内容
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
29年9月29日 (29年10月1日適用)	積立投資に特化した少額投資非課税制度（つみたてNISA）導入に伴う改正
29年12月11日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
29年12月27日 (30年4月1日適用)	「金融商品取引法の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正
30年3月14日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制及び流動性規制（第3の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正

高速取引行為者向けの監督指針

公表日	改正・策定内容
29年12月27日 (30年4月1日適用)	金融商品取引法等の一部改正（平成30年4月1日）に伴い、高速取引行為者の業務の適切性に係る検証の留意事項や業務方法書における取引戦略の記載上の留意事項を記載した監督指針を策定

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う改正

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

公表日	改正・策定内容
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う改正

系統金融機関等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
29年12月11日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正

30年3月14日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制及び流動性規制（第3の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正
--------------------------	--

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
29年12月11日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正
30年2月6日 (30年2月6日適用)	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正
30年3月14日 (30年3月31日適用)	「自己資本比率規制及び流動性規制（第3の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正
30年3月28日 (30年4月1日適用)	事務委託店に対する指導体制等に係る改正

信用保証協会向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
29年10月25日 (30年4月1日適用)	「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」（30年4月1日施行）に伴う改正

金融庁の所在地等

平成 30 年 6 月 30 日現在

金融庁

〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)

公認会計士・監査審査会

〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)



(地下鉄)

- ・ 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩 5 分
- ・ 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩 5 分
- ・ 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩 5 分